

新型コロナウイルスに係るインドネシア政府による入国時の措置（インドネシア入国時における検疫の取扱い）

2020年5月25日

●インドネシア保健省は、5月22日付けで新たな通達を発出し、入国時の検疫において、迅速抗体検査（Rapid Test）の結果が陰性であっても、更にPCR検査を実施するとしました。同通達は、このPCR検査の結果が陰性であっても、その後14日間の自主隔離を求めており、既に23日より、スカルノ・ハッタ国際空港において、同通達の運用開始が確認されています。

●入国時のPCR検査を求められる外国人（日本人を含む。以下同様。）については、ジャカルタ市内の隔離施設において検体を採取された後、結果が判明するまでは、インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォースの管理下にあるホテルにおいて、最大4日間程度待機する模様です。当該ホテルでの滞在費用は、本人の負担とされています。

●PCR検査の結果が陰性であることを示す健康証明書を携帯している外国人についても、到着時の空港での追加的な健康検査で新型コロナウイルス感染症特有の症状がなくとも、各自自宅において14日間の自主的な隔離が求められています。

1. インドネシアにおける入国時の検疫に関しては、5月19日付け当館お知らせ（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100056620.pdf>）のとおり、日系航空会社を利用してスカルノ・ハッタ国際空港からインドネシアに入国しようとする日本人に対しては、到着時に行われる追加的な健康検査における迅速抗体検査（Rapid Test）の結果が陰性であれば、持参した健康証明書にPCR検査結果の記載がなくても、インドネシアへの入国が実際の運用において特例的に可能とされており、現在もこのとおりです。

2. 一方、インドネシア保健省は、5月22日付けで新たな通達を発出し、スカルノ・ハッタ国際空港（ジャカルタ）及びジュアンダ国際空港（スラバヤ）におけるインドネシア入国時の検疫において、迅速抗体検査（Rapid Test）の結果が陰性であっても、更にPCR検査を実施するとしました。同通達は、このPCR検査の結果が陰性であっても、その後14日間の自主隔離を求めています（陽性の場合は、病院へ搬送される。）。スカルノ・ハッタ国際空港においては、既に23日より、PCR検査の実施を含めた同通達の運用開始が確認されています。

3. インドネシア入国時のPCR検査を求められる日本人を含む外国人については、ジャカルタ市内の隔離施設において検体を採取された後、結果が判明するまでは、インドネシア政府新型コロナウイルス即応タスクフォースの管理下にあるホテルにおいて、最大4日間程度待機する模様です。当該ホテルでの滞在費用は、本人負担とされています。

4. PCR検査の結果が陰性であることを示す健康証明書を携帯している日本人を含む外国人についても、到着時の空港での追加的な健康検査で新型コロナウイルス感染症特有の症状がなくとも、各自自宅において14日間の自主的な隔離を行うことが求められています。

5. なお、日本人が提出したPCR検査の結果が陰性であることを示す健康証明書について、空港の検疫官から疑問が呈されたとの情報にも接しています。PCR検査結果を示す健康証明をもって入国しようとする場合、検査結果の取得の背景等を説明できるよう注意してください。

6. 状況の推移に伴い、インドネシア政府は、インドネシア出入国に関する制度やその運用を随時変更しており、突然に入国規制が強化される可能性があります。当館としては、でき

るだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。

7. 4月1日付け当館お知らせ（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100039043.pdf>）のとおり、インドネシアには感染症危険情報のレベル3「渡航中止勧告」が出されています。やむを得ない事情等によりインドネシアへの渡航を計画されている方及び近々日本への帰国を含む渡航（一時帰国を含む）を計画されているインドネシア滞在中の邦人の方におかれましては、かかる渡航情報に留意するとともに、インドネシアへ渡航する場合には、最新情報を確認してください。